

和光市建設工事に係る技術審査会設置要領

(目的)

第1条 市が施行する建設工事において、総合評価落札方式を実施するにあたり、和光市建設工事総合評価落札方式要綱第4-4-4条の規定に基づき、工事価格以外の入札対象とする項目（以下「評価項目」という。）に係る性能、機能、技術等に関する提案（以下「提案」という。）の審査を行うため技術審査会を設置する。

(所掌事務)

第2条 技術審査会は、入札参加希望者から提出された提案について、次に掲げる事項を審査し、採否を決定する。

- (1) 原設計（標準設計）に定める内容と提案の内容との対比及び提案理由
- (2) 提案の実施に関する事項
- (3) 提案が採用された場合に考慮すべき事項
- (4) その他技術審査会の目的を達成するために必要な事項

(構成)

第3条 審査会の構成は、次のとおりとする。

- (1) 会長 企画部財政課主席検査員
- (2) 副会長 建設部次長級
- (3) 委員 建設部都市整備課課長補佐級
建設部道路安全課課長補佐級
建設部公園みどり課課長補佐級
建設部建築課課長補佐級
上下水道部水道施設課課長補佐級
上下水道部下水道課課長補佐級
企画部財政課課長補佐級

(会長)

第4条 会長は、技術審査会を代表し、会務を総理する。

- 2 会長に事故があるときは、副会長がその職務を代行する。

(会議)

第5条 技術審査会は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 技術審査会は、委員の過半数以上の出席がなければ会議を開催し、議決

することができない。

3 技術審査会の議事は、出席者の過半数で決し、賛否同数の場合は、会長の決するところによる。

4 会議は、非公開とする。

(報告)

第6条 会長は、技術審査会の会議結果を市長に報告するとともに財政課長にも報告するものとする。

(事務局)

第7条 事務局は、企画部財政課に置く。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、技術審査会の運営について必要な事項は、技術審査会に諮って会長が定める。

附 則

この要領は、平成21年 1 月 19日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年 8月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年12月1日から施行する。